活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十二号

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　基本指針（第二条）

第三章　円滑な警戒避難の確保

第一節　警戒避難体制の整備等（第三条―第十一条）

第二節　情報の伝達等（第十二条）

第四章　避難施設の整備その他の事業の実施等（第十三条―第二十八条）

第五章　調査及び研究その他の措置（第二十九条―第三十一条）

附則

第一章　総則

第一条中「ついて」の下に「、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか」を加え、「住民等」を「住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）」に改める。

第二十二条を第三十一条とし、第二十条及び第二十一条を削る。

第十九条の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条第一項中「整備」の下に「、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保」を加え、同条第三項中「火山現象により」を「火山の爆発により」に、「及び」を「又は」に、「とする」を「に含む」に、「その協議会は、火山対策」を「都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策」に改め、同条を第三十条とする。

第十八条を第二十九条とし、第十七条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を加える。

第五章　調査及び研究その他の措置

第十六条を第二十七条とし、第十三条から第十五条までを十一条ずつ繰り下げる。

第十二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「、基本指針に基づき」を加え、同条第二項中「降灰防除地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第十二条を第二十三条とする。

第十一条第二項中「前項」を「第十八条第一項の規定は、前項」に、「ついては、第七条第一項の規定を」を「ついて」に改め、同条を第二十二条とする。

第十条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一条とし、第九条を第二十条とする。

第八条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に「、基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第三項中「都道府県知事は」の下に「、基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条を第十九条とする。

第七条を第十八条とし、第四条から第六条までを十一条ずつ繰り下げる。

第三条第一項中「避難施設緊急整備地域の」を「前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の」に改め、「関係都道府県知事は」の下に「、基本指針に基づき」を加え、「すみやかな」を「速やかな」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条を第十四条とする。

第二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「、基本指針に基づき」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「避難施設緊急整備地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第二条を第十三条とし、第一条の次に次の二章及び章名を加える。

第二章　基本指針

第二条　内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策（火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二　次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三条第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三　第十四条第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九条第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章　円滑な警戒避難の確保

第一節　警戒避難体制の整備等

（火山災害警戒地域）

第三条　内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

5　前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。